

入学検定料返還規定

1. 入学検定料の返還対象者

本学では、一度納入された入学検定料は原則として返還しません。

ただし、以下のいずれかの事由に該当した場合には入学検定料を返還します。

- (1) 過剰納入：入学検定料を過剰に支払った場合（二重支払い等）
- (2) そ の 他：本学が認める特別な理由により入学検定料返還の対象となった場合

※振込・支払いに係る手数料等については返還しません。

※出願が一旦受理された場合は、本学の試験を受験していなくても入学検定料は返還しません。

※無料再出願の対象になっている試験区分に入学検定料を振り込んで出願した場合は、入学検定料は返還しません。

2. 入学検定料の返還請求方法

本学指定の「入学検定料返還請求書」に必要事項を記入・捺印し、**入学検定料**を納入した際の証憑書類（領収書等）を同封してください。封筒の表面に「**入学検定料返還請求書在中**」と**朱書き**の上、**簡易書留**にてアドミッションセンターまで郵送してください。

（提出最終締切：2026年3月24日（火）午後5時 **必着**）

なお、郵送の宛先は以下の通りです

〒379-2192 群馬県前橋市小屋原町 1154-4 共愛学園前橋国際大学 アドミッションセンター 宛

返還手続き処理の関係上、「入学検定料返還請求書」が受理されてから指定の口座に入学検定料が返還されるのは3月中旬頃になります。予めご了承ください。

【提出するもの】

- (1) 入学検定料返還請求書(本学指定用紙)
 - ➡入試情報サイトよりダウンロードして作成してください
- (2) 証憑書類（検定料を支払ったことが確認できる領収書等の書類）
- (3) 振込先、口座番号が明記してある面の通帳のコピー